



Public Relations Ichinohe

広報いちのへ

- お知らせ版 - 号外

2022年(令和4年)

8月12日号

このたびの豪雨で被災された町民の皆さまへ

8月3日に一戸町を襲った大雨によって被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。
一戸町では、罹災証明書の発行やゴミの受け入れなどに全力を挙げることはもちろんですが、被災された皆さまが、一刻も早く元の暮らしを取り戻せるよう、必要な施策に取り組んでまいります。町民の皆さまには、引き続きご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

罹災証明書の発行について

町では、豪雨など異常な自然現象による災害のため建物などに被害を受けた方に対し、「罹災証明書」を発行します。

罹災証明書は、保険金の請求や融資などの各種支援の申請、固定資産税の減免に必要になります。

■必要書類

- ・罹災証明願（問い合わせ先または町ホームページから入手）
- ・被害状況の分かる写真（全景と被害箇所が分かるもの）



ホームページ

■受付場所

役場総務課、各地区センター（郵送、Eメール可）
メール bousai@town.ichinohe.iwate.jp

■その他

- ・現地確認を行いますので、申請から発行までおおむね1か月程度かかります。
- ・既に建物を修繕するなどして被害の程度が確認できない場合や、ガラスの破損など軽微な被害は証明できない場合があります。

☎総務課 ☎ 33-2111 内線 208

災害ゴミの回収について

河川の増水などにより、地域から発生した災害ゴミについて、以下のとおり取り扱います。

①災害ゴミをなるべく地域でまとめてください

地域から出された災害ゴミは、地域でなるべくまとめ、できる範囲で分別したうえで地域の空き地に集積してください。家電製品なども同じ場所に分別してください。運搬の都合上、なるべく道路脇に集めるよう、お願いします。

②下記の問い合わせ先に連絡してください

地域での災害ゴミがまとまりましたら、役場町民課に連絡し、ゴミを集積した場所、代表者の連絡先、大まかな量を申し出てください。

③準備ができたら回収します

役場では、準備が整い次第、順次回収します。

☎町民課生活環境係 ☎ 33-2111
内線 126、127

浸水した家屋の感染症対策について

家屋が浸水した場合は、細菌やカビが繁殖しやすくなり、清掃中のケガやほこりなどによって感染症にかかるリスクが高まります。

一部薬剤は役場町民課で配布しますので、問い合わせ先に連絡してください。

■用意している薬剤

- ・住宅周り用の殺虫剤
- ・室内用の消毒薬（拭き取りに使用）

☎町民課生活環境係 ☎ 33-2111
内線 126、127

農地等小災害復旧事業の補助について

豪雨などにより被災した農地および農業用施設について、小規模な災害を対象に、建設機械の借り上げなどによる復旧事業の補助を行います。

■補助対象

豪雨および洪水により被災した農地や農業施設のうち、復旧に必要な額が40万円未満のもの。

■補助額 復旧事業費の4分の3以内

■申込期限

令和4年8月31日(水) 17:00まで

■申請書類 ・補助申請書（問い合わせ先で配布）
・業者からの見積書

■申請から作業までの流れ

農林課に、上記申請書類を提出してください。申請が適正であると認められ、分担金の収納が確認できたあと、復旧作業を行ってまいります。

■その他 電話などで被害報告済みのものでも、申請書での申請が必要となります。

☎農林課 ☎ 33-2111 内線 258

町税の減免について

住家などの災害による被害の程度に応じて、申請により町税を減免します。減免の主な基準は下表のとおりです。詳しい申請方法は問い合わせ先に確認してください。

減免申請にあたっては、**あらかじめ被害状況を写真により記録**しておくことをお勧めします。

☎税務会計課税務係 ☎ 33-2111
内線 123、124、125

◎町税の減免の主な基準

税目	減免の主な基準
町民税	納税義務者（配偶者と扶養親族を含む）が所有する住宅、家財の価格の30%以上の損害が生じた場合（損害額から保険金などの補てん金額は除く）
固定資産税	家屋などの価格の20%以上の損害額が生じた場合 ・被害の例：床上まで浸水した、水害により建物が傾いたなど。 ・対象外の例：床下浸水で床・畳に損傷がない場合。 ※現地調査の結果、減免にならない場合があります。
国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	被保険者または被保険者が属する世帯の世帯主が所有する住宅、家財の価格の30%以上の損害額が生じた場合（損害額から保険金などの補てん金額は除く） ※後期高齢者医療保険料の減免決定は、岩手県後期高齢者医療広域連合が行います。

町税などの徴収猶予について

災害により財産が被害を受けるなど、一時的に納付することができないときは、納付できないと認められる金額を限度として、申請により、原則として1年（最大で2年）の範囲内で徴収猶予を

受けられますので、ご相談ください。

■必要書類 被災状況を確認できる資料など
☎税務会計課徴収係 ☎ 33-2111
内線 121、122

災害ボランティアセンター開設のお知らせ

災害ボランティアに作業を依頼したい人や、ボランティアに協力できる人は、右記の電話番号へ連絡してください。

■受付時間（8月末日まで）

8:30～17:00（8月13日(土)～16日(火)は閉鎖）

■電話番号

・作業依頼 ☎ 080-2821-9390
・ボランティア参加 ☎ 090-2605-9110
・一戸町災害ボランティアセンター ☎ 34-5155
☎一戸町社会福祉協議会 ☎ 33-3385